

世界に平和を・戦争の基地はいらない

羽村平和委員会発・横田基地ミニ情報 2015.4.25 No.227 連絡先 FAX 042-555-1911



横田基地 2014年度の飛行回数 前年度より830回増え 11,967回

福生市が測定している横田基地の南側、誘導灯付近での飛行回数は、2013年度、11,137回でした。これは前年度より3,061回も増えていました。2014年度(2014年4月～2015年3月)は、さらに830回増え、11,967



回になり、2年連続、11,000回を超えました。住民が最近うるさいと指摘していますがそれを裏付けています。

2014年度は、オスプレイ(左写真)も飛来しました。要人輸送機の飛来も増え、自衛隊機も増えています。何よりC-17やC-5などの大型輸送機の飛来が激増しました。そして米軍横田基地の常駐機C-130H(左写真)は夕刻・夜間も激しく訓練しており、まさに基地機能の強化です。

年度	飛行回数	月平均
2014	11,967	997
2013	11,137	928
2012	8,076	673
2011	8,686	724
2010	8,799	733
2009	8,507	709
2008	9,655	805
2007	8,722	727
2006	9,232	769
2005	8,781	815



翁長知事「辺野古反対は圧倒的民意」「米大統領に伝達を」

沖縄県の翁長雄志(おながたけし)知事は17日、辺野古の新基地建設問題で、安倍晋三首相と首相官邸で会談しました。

両者の会談は昨年12月の翁長知事就任以来、初めて。安倍首相は翁長氏との会談を拒否し続けてきましたが、訪米を前に無視できないところまで追い込まれた結果の会談です。

翁長知事は、仲井真前知事の埋め立て承認を“錦の御旗”にして新基地建設を進める政府を厳しく批判。「昨年の名護市長選、県知事選、総選挙のすべてで、辺野古新基地反対という圧倒的な民意が示された」と述べ、「私は絶対に辺野古新基地はつくらせない」と強く訴えました。その上で、28日に予定されている日米首脳会談に言及し、「沖縄県知事や県民は辺野古移設計画に明確に反対しているということをオバマ大統領に伝えてほしい」と要請しました。安倍首相は、辺野古新基地を「(普天間基地問題の)唯一の解決策」だとする従来の立場に固執。米側への民意伝達についての回答もありませんでした。



翁長氏は「沖縄は自ら基地を提供したことは一度もない。すべて強制接收された。自ら土地を奪っておきながら、危険性除去のために代替案を出せという、こんな理不尽なことはない」と反論しました。そして、移設作業を中止するよう求めました。

東京新聞(4月21日付)には、1999年辺野古同意の稲嶺元知事が、「政府、条件守らず、受け入れ前提崩れた」とかたる記事が掲載されていました。

真っ白な機体のC-32Bが飛来 特殊戦飛行隊が運用？

(No. 227 の裏面)



4月14日昼過ぎ C-32B(00-9001)が着陸(左写真)。

4月16日夕刻、C-32B(00-9001)が着陸し、4月17日夕刻、離陸しました。C-32Bは「日本で見られる軍用機ガイドブック」によると、「ニュージャージー州空軍・第108航空団・第150特殊戦飛行隊が運用…在外米国人を緊急脱出させる際に使用する機体と言われる」そうです。

17日19時頃、西側誘導路上でエンジン停止した横田基地所属のC-130H(74-1659)がトーイングカーに押されてバック。左奥ではC-5Mが滑走路上で待たされていました。

オスプレイ配備を隠していた日本政府 沖縄では1997年、大問題に

米国会計検査院の海上施設についての報告文書(サインした日付は1997年9月2日)がまとめられています。表紙には無数のオスプレイ。オスプレイ36機の配備が明記されています。

在沖海兵隊の機関紙、OKINAWA MARINE(1997年9月12日付、右写真)が沖縄へのオスプレイ配備の第一報を報じました。

名護市の海上基地建設の住民投票時(1997年11月)、大問題に。

日本政府は、CVオスプレイ配備も隠しているのでしょうか？



「文官統制」の廃止 戦前に逆戻り？ 歴史に背く安部内閣

安倍晋三内閣は、防衛省の内部部局(内局)の背広組(文官)が自衛隊の制服組(自衛官)をコントロールする「文官統制」の規定を廃止する防衛省設置法改定案を閣議決定し、国会に提出しました。軍部に強大な権限を持たせ、暴走を許した戦前・戦中の反省から生まれたシビリアンコントロール(文民統制)を掘り崩す重大な法案です。

現行の防衛省設置法12条は、防衛相が制服組トップの統合幕僚長や陸海空各幕僚長に指示や承認をしたり、陸海空自衛隊や統合幕僚監部の監督をしたりする際、背広組幹部の官房長と局長が防衛相を補佐するとしています。これは1954年の防衛庁・自衛隊発足時からある規定で、「文官統制」の仕組みの一つとされてきました。

改定案は、「文官優位」の根拠とされてきた現行法12条の規定を変え、官房長と局長は統合幕僚長や陸海空各幕僚長と同等の立場で防衛相を補佐するとしました。また、自衛隊の運用を担当する内局の運用企画局も廃止し、統合幕僚監部に一元化します。部隊の作戦行動などの問題について「文官統制」の枠を外し、各幕僚長が直接、防衛相を補佐することになるのです。

シビリアンコントロールに関する政府統一見解(65年)は「旧憲法下において、いわゆる(陸海軍の)統帥権が独立し、軍の作戦用兵に関する事項が天皇大権に属する」など「軍に関する事項について、内閣の統制の及び得ない範囲が広がった」ことが「不当に国政に影響を与えた」と指摘しています。その上で、現在の自衛隊は「旧軍の時代の体制と全く異なり、…政治優先ないし文民統制の原則の下にある」としていました。

今回の改定は、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」の下で、自衛隊の海外派兵など即応体制を強化するものです。「海外で戦争する国」づくりの危険な動きの一環です。